

指定給水装置工事事業者の指定

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の第2項の規定により、次の指定給水装置工事事業者の指定をしたので、玉村町指定給水装置工事事業者規程第10条第1号の規定により公示する。

令和4年7月15日

指定番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域で給水装置工事の事業を行う 事業所の名称及び所在地		指定年月日 (有効期限)
				名称	所在地	
第250号	有限会社石原設備	群馬県太田市丸山町38番地	石川 達也	有限会社石原設備	群馬県太田市丸山町38番地	令和4年7月13日 (令和9年7月12日)